

審 第93号-1
答申第617号
令和7年4月4日

千葉県公安委員会
委員長 飯田浩子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年8月20日付け公委（千中警）発第4号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1154号

令和3年6月4日付けで審査請求人から提起された、令和3年5月31日付け千中警発第86号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和3年4月1日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、以下の別紙1ないし別紙5のとおりである。

別紙1「千葉北署長が保有する〇〇〇〇協同組合（以下「〇〇〇〇組合」という。）の以下の書類の写し。1 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの警備員指導教育責任者の変更届、外13件。」

別紙2「千葉中央署長が保有する平成4年3月19日から平成10年6月30日までの間、千葉市中央区に所在していた〇〇〇〇組合に関する以下の書類の写し。1 平成4年3月19日から平成10年6月30日までの間の立入検査実施報告書、外6件。」

別紙3「千葉中央署長が保有する以下の書類の写し。1 令和元年6月4日、請求人等が千葉中央署長に警備業法違反として千葉中央署管内の警備業者を書面で告発しようとしたところ同署生活安全課職員が告発書を受理しなかった。その際の取り扱いの正当性が記されている取扱報告書、活動日報、またはそれに準ずるもの。外1件。」

別紙4「生活安全部長または風俗保安課長または生活安全総務課長が保有する〇〇〇〇組合に関する以下の書類の写し、令和2年11月6日頃に外部から〇〇〇〇組合に対して警備業法違反容疑（選任された警備員指導教育責任者に関する違反行為）について入手した情報を所轄である千葉北署生活安全課員に調査指揮した（申し送った）、または前記3所属のいずれかが調査（捜査）した結果を記した書類一式。」

別紙5「風俗保安課長が保有する千葉県公安委員会が行った警備業者の行政処分のうち、千葉県警察本部HPの警備業法に基づく行政処分の公表についてここに公表されていない（公表基準を満たしていない）行政処分（口頭注意を含む）を受けた業者

とその処分内容を示した書面一式。』。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求のうち前記2の別紙2の1の請求について、開示しない理由を「開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、対象となる行政文書を保有していないため」として、令和3年5月31日付け千中警発第86号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和3年6月4日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書及び反論書において、以下のとおり主張している。

1 審査請求の趣旨

文書の開示を求める。何らかの理由で遅延のため未作成であれば、作成後速やかに文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

請求人は千葉中央署長が保有する平成4年3月19日から平成10年6月30日までの間、千葉市中央区に所在していた〇〇〇〇組合に関する以下の書類の写しとして「平成4年3月19日から平成10年6月30日までの間の立入検査実施報告書」の行政文書の開示を求めたが、作成または取得していないとの実施機関からの回答であった。

しかし、上記期間に上記場所に〇〇〇〇組合が存在していたのに立ち入りが行われていないことは警備業法上考えられない。住所が多少違っていても同一団体と思われるのなら置き換えて開示を求める。なお、当該場所に〇〇〇〇組合が存在していた証明として履歴事項全部証明書の写しの1枚目の複写を添付する。

3 反論書の内容

行政処分は警備業者や警備員、警備員指導教育責任者（以下指導教）が違反行為をした場合に業者またはその個人に対して行われるものであるが、千葉県警察風俗保安課長は県内業者の行政処分をHP上で公表していない。

それ故、過去の公表していないような行政処分の数を知りたい旨申し向けたところ、風俗保安課職員は「データをとっていないので、それぞれの書類を情報公開請求するしかない」等と請求人に申し向けた。このことは、裏を返せば行政処分は累犯規定が

あるため、過去の警備業法違反があった場合にそれを裏付ける書面が必要である。となると過去の行政処分担保たる書類は永久的に保存されていると解する。その書類は、年に1回の立入りにおいて違反行為等が判明することもあるので風俗保安課職員が主張する「過去のデータはとっていない。データを取りたければ行政文書の公開請求をすべきである」に照らし合わせると、千葉中央署長が保有する平成4年3月19日から平成10年6月30日までの間、〇〇〇〇組合に関する以下の書類の写しとして「平成4年3月19日から平成10年6月30日までの間の立入検査実施報告書」を保存していないことは風俗保安課職員の説明と矛盾する。

実施機関は「本件開示請求を受け、千葉中央署で保有する文書の調査を行った結果、開示請求に係る本件報告書を作成又は取得しておらず、対象となる行政文書を保有していない」等と弁解しているが、裏を返せば公文書毀棄を行っていることを示している。

なお、本件の他に令和元年6月11日、千葉北署生活安全課の職員に指導教について〇〇〇〇組合の警備業法違反を連絡したが、行政処分はおろか違法状態を本日まで継続している。そして、本年6月9日付けで実施機関等に指導教についての警備業法違反と思われるものの質問書を送付したが、回答を本日までせず、不誠実な態度を実施機関はとっている。よって、請求人はやむを得ず強制処分開示請求などの手続きをしなければならないこととなっている。

千葉県警察風俗保安課が主張する「データはとっておらず、それぞれの行政文書の数を数える」と言うことならば、行政書類は全て保存していると解するのが普通である。よって、保存期間が1年というのは矛盾する。

本情報公開請求は、千葉県警察風俗保安課または千葉北署長が〇〇〇〇組合の警備業法違反を立証する気がないため、請求人が証拠収集のために行われているのであるが、実施機関は不誠実な態度をとり、請求人の正しい警備業界の確立を目指すことの足かせとなっている。

千葉県警察生活安全部がなぜ、指導教に関する違法状態は放置しているのかは理由がわからないが、請求人の活動が千葉県警察において長いものに巻かれろという、見て見ぬふりに反するものであることが理由の一つとして考えられる。そうでなければ、情報提供から2年がたつのににもかかわらず放置していることや、結果を請求人に告知しないことが不自然だからである。

結論として、実施機関の処分は違法であり、不当であるため千葉県公安委員会委員長の適正なジャッジを求めたい。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関は弁明書において、以下のとおり主張している。

1 趣旨

本件審査請求について、棄却するとの裁決を求める。

2 処分の理由

本件開示請求を受け、千葉中央警察署で保有する文書の調査を行った結果、開示請求に係る本件報告書を作成又は取得しておらず、対象となる行政文書を保有していないため。

3 弁明の内容

(1) 本件報告書の性質等について

警備業を営もうとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会の認定を受けなければならない。そして、警備業法第47条は「公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に警備業者の営業所、基地局又は待機所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。」旨を規定している。また、立入検査を実施した警察職員は、本件報告書を作成しなければならないところ、同報告書の保存期間は、千葉県警察の文書に関する訓令（平成20年千葉県警察本部訓令第22号）第22条の規定により、1年とされている。

(2) 本件処分の妥当性

本件報告書について、〇〇〇〇組合が警備業法第4条に規定する認定を千葉県公安委員会から受けているか否かに関わらず、本件報告書の保存期間は上記(1)のとおりであるから、実施機関が同報告書を保有していないとして行った本件処分に誤りは認められない。

4 結論

以上のことから、本件処分は、適法かつ妥当であると考えます。

第5 条例第23条第4項調査

当審査会は実施機関に対し、本件決定の経緯等について条例第23条第4項の規定による調査を実施したところ、その回答は以下のとおりであった。

- 1 本件開示請求（審査請求人が令和3年4月1日付けで行った開示請求）のうち、別紙5の請求は取り下げられており、別紙1、別紙2の2から7まで、別紙3及び別紙4に係る決定については審査請求がなされていない。本件審査請求の対象となる決定は、本件開示請求のうち、別紙2の1の請求に係る行政文書不開示決定である。

2 審査請求人が提示した期間内（平成4年3月19日から平成10年6月30日までの間）に〇〇〇〇組合が警備業の認定を取得した事実は認められず、立入検査は警備業の認定を取得していない法人に対して行うことはできないため、開示請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

なお、千葉中央警察署管内において、開示請求書記載の期間及び場所で同組合が警備業法上の営業所を設置していた事実は認められない。

3 〇〇〇〇組合は平成16年5月21日に千葉北警察署管内に営業所を設置し、警備業の認定を取得後、認定更新を行うことなく平成21年5月20日に有効期間を満了した。その後、平成21年10月23日に千葉北警察署管内において再度認定を取得して現在に至っている。審査請求人が添付した履歴事項全部証明書に同組合は平成4年3月19日設立とされているが、平成16年5月20日以前に警備業の認定を取得した事実は確認できない。

4 立入検査の結果報告書は行政処分の疎明資料として作成するものではなく、警備業法の違反事実立証に必要な不可欠な資料ではない。行政処分に係る文書の保存期間は5年と定めている。

5 実施機関において行政文書の保存期間は、千葉県警察の文書に関する訓令第22条第1項に基づき指定している。各簿冊の保存期間は同訓令の別表に沿って総括管理者が別に定める行政文書分類基準表により指定しており、令和3年の基準表では立入検査結果報告書の保存期間は1年となっている。検査等に関する報告書が軽易なものに該当するかの判断は、当該業務を主管する課が総合的に判断している。立入検査結果報告書は指摘事項の有無に関わらず作成するものであるが、検査実施後に行政処分を行う場合でも、処分決定に係る調査活動及び疎明資料等は別途作成しており、同報告書は前年分が保管されていれば業務上の支障がないことから軽易なものとしている。

第6 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び条例第23条第4項調査の回答を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求の対象となる行政文書について

本件開示請求に対し、実施機関は、請求に係る報告書を作成又は取得しておらず、本件開示請求の対象となる行政文書を保有していないと弁明している。一方、審査請求人は、法人が存在していたのに立ち入りが行われていないことは警備業法上考えられないなど、前記第3のとおり、本件開示請求の対象となる行政文書は存在すると

主張している。そこで、本件決定の妥当性について、以下検討する。

(1) 本件開示請求の対象となる行政文書

本件開示請求の対象となる行政文書は、前記第2に記載した開示請求のうち「千葉中央署長が保有する平成4年3月19日から平成10年6月30日までの間、千葉市中央区に所在していた〇〇〇〇組合に関する以下の書類の写し 平成4年3月19日から平成10年6月30日までの間の立入検査実施報告書」に関する行政文書である。

(2) 本件開示請求対象文書の存否

実施機関の説明によると、〇〇〇〇組合は平成16年5月21日に千葉北警察署管内に営業所を設置して警備業の認定を取得しているが、開示請求書に記載された期間（平成4年3月19日から平成10年6月30日までの間）に同組合が警備業の認定を取得した事実は認められなかったとのことであり、当審査会の審査においても、この弁明の内容に反する事実は認められなかった。

本件で問題となっている立入検査は、警備業法第4条の規定による警備業の認定を受けた警備業者に対して、実施機関が同法第47条の規定により行うものである。〇〇〇〇組合が開示請求書に記載された期間に警備業法上の認定を受けておらず、同法に定める警備業者ではなかったのであれば、実施機関が同組合に対して立入検査を行うことは考えられない。よって、本件開示請求の対象となる文書（立入検査実施報告書）を作成又は取得していないとする実施機関の弁明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のとおり、実施機関は本件開示請求の対象となる行政文書を保有していないと認められるため、実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

実施機関の決定は、妥当である。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 8月20日	諮問書（反論書を含む）の受付
令和6年10月22日	審議
令和6年12月 5日	条例第23条第4項の規定による調査に係る実施機関の回答の受付
令和6年12月23日	審議
令和7年 2月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
安藤 なつき	弁護士	
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)